

規制改革実施計画 H27年6月30日 閣議決定 P38 抜粋

④その他地域活性化に資する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
20	移動・輸送手段の多様化①(自家用有償旅客運送における貨物の運送)	過疎地域等において、自家用有償旅客運送に付随して有償で買い物支援のための受注配達サービス等が実施できるよう、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、公共交通に関する計画等を必要としないなど簡素な手続により、自家用有償旅客運送者が有償で少量の貨物を運送できる新たな制度の創設に向けて検討を行い、所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討・結論・措置	国土交通省
21	移動・輸送手段の多様化②(福祉有償運送の対象者、対価の明確化)	福祉有償運送において、地域の移動困難者の送迎ニーズに十分に対応し、その運営に支障を来すことが無いよう、以下の点について周知徹底する。 ①運営協議会等により、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者となることが可能であること ②旅客から収受する対価に、輸送に係る適切な範囲内であれば、オペレーターの人件費等も実費の範囲として含むことは可能であること ③旅客から収受する対価については実費の範囲内で定めるものであり、「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」はあくまでも目安であること	平成 27 年措置	国土交通省
22	移動・輸送手段の多様化③(運営協議会の改善)	福祉有償運送についての運営協議会の設置状況の調査を行い、公表する。また、運営協議会を設置していない地方公共団体が新たに運営協議会の設置を検討する場合、運輸支局等は地方公共団体に設置に当たっての支援を引き続き行うこととする。	平成 27 年度措置 (設置に当たっての支援は継続的に実施)	国土交通省
23	着地型観光を促進するための旅行業の見直し①(第三種旅行業者の範囲の拡大)	第三種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の催行範囲(拠点区域)について、各地域及び事業者の個別、具体的なニーズも踏まえ、拠点区域の範囲の見直しも視野に入れ、検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置	国土交通省
24	着地型観光を促進するための旅行業の見直し②(地域限定旅行業等の登録の容易化)	ホテル・旅館についての旅行業等の登録要件について、ホテル・旅館のニーズ及び登録を受けるに当たり障壁となる要件について把握した上で、かかる要件の在り方について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置	国土交通省
25	着地型観光を促進するための旅行業の見直し③(旅行業務取扱管理者試験の見直し)	着地型旅行のみを取り扱う営業所に選任すべき旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを含め、見直しに向けた検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置	国土交通省